

## 函館市手話通訳者養成講座等受講経費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 手話通訳者養成講座等受講経費助成事業（以下「助成事業」という。）は、手話通訳者・要約筆記者養成事業および盲ろう者通訳・介助員派遣事業に係る講座等（以下「養成講座」という。）を受講し、修了した者に対して、養成講座の受講に要した費用の一部を助成することにより、聴覚障害者および盲ろう者の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 助成事業の対象者は、市内に住所を有する者で、次のいずれかのものであるとする。

- (1) 函館市障害者地域生活支援事業実施要綱で定めるコミュニケーション支援事業実施要領（手話通訳者および要約筆記者派遣事業）第8条の規定により通訳者等（手話通訳者および要約筆記者をいう。）として登録された者
- (2) 養成講座を受講した日の属する年度中に、前号の登録に係る面接試験を受ける意思を有する者
- (3) 函館市障害者地域生活支援事業実施要綱で定めるコミュニケーション支援事業実施要領（盲ろう者通訳・介助員派遣事業）第5条に規定する通訳・介助員（盲ろう者通訳・介助員をいう。）として登録された者
- (4) 養成講座を受講した日の属する年度中に、前号の登録をする意思を有する者

### (助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、前条の対象者が、別表に掲げる養成講座を受講し、修了するために要した経費のうち、鉄道賃または航空賃および宿泊料の合計額とし、その経路および計算方法については、函館市職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）その他本市の旅費に関する取扱いの例による。なお、宿泊料については旅

費条例別表第1に規定する一般職の職員の宿泊料を上限とする。

(助成費の額)

第4条 助成費の額は、前条の規定に基づき算出した額に対し、別表に掲げる補助率を乗じた額以内とする。

(申請)

第5条 助成費の支給を受けようとする者は、養成講座の開始前に、助成事業登録書(別記第1号様式)を、養成講座受講に係る決定の通知書の写しとともに、市長に提出しなければならない。

2 前項の登録をした者は、養成講座の終了後、すみやかに、助成費支給申請書(別記第2号様式)に、鉄道賃、航空賃および宿泊料またはパック旅行商品に係る領収書を添えて、市長に申請するものとする。

(支給決定および支給)

第6条 市長は、前条第2項の申請があったときは、その内容を審査のうち、支給の可否を決定し、決定通知書(別記第3号様式)により申請した者に通知するとともに、支給を決定した者には助成費を支給するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

| 区分 | 養成講座                                  | 補助率    |
|----|---------------------------------------|--------|
| 1  | 公益社団法人北海道ろうあ連盟が実施する手話通訳者養成講座          | 2分の1   |
| 2  | 公益社団法人北海道ろうあ連盟が実施する要約筆記者養成講座          | 2分の1   |
| 3  | 一般社団法人北海道身体障害者福祉協会が実施する盲ろう者通訳・介助員養成講座 | 2分の1   |
| 4  | 一般社団法人北海道身体障害者福祉協会が実施する盲ろう者通訳・介助員現任研修 | 2分の1   |
| 5  | 公益社団法人北海道ろうあ連盟が実施する北海道手話通訳者養成講師育成研修会  | 2分の1   |
| 6  | 社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する要約筆記者指導者養成研修  | 10分の10 |

備考

- 1 同一人に対する助成費の交付は、1年度につきいずれか1回までとする。
- 2 同一人が過去において助成を受けた養成講座を受講する場合は、助成の対象としない。
- 3 過去にこの要綱による助成を受け、一般社団法人北海道身体障害者福祉協会が実施した要約筆記者補習講習を受講し修了した者は、表中区分2を修了したものとみなす。